

# 令和7年度 発達障害者支援専門部会

令和7年12月25日（木曜） 13：30～15：30  
堺市民芸術文化ホール（フェニーチェ堺） 2階 多目的室

## 令和7年度 堺市発達障害者支援専門部会

委員8名

(50音順・敬称略)

氏名	所属
小田 多佳子	特定非営利活動法人堺障害者団体連合会 理事長
小田 浩伸	大阪大谷大学 教育学部 教授
川本 真由美	堺市社会福祉施設協議会（障害福祉連絡会）
舘野 菜津子	堺市障害者就業・生活支援センター「エマリス堺」 センター長代理
中條 淳博	堺市発達障害者支援センター
永吉 真由	総合相談情報センター 所長
羽室 彰浩	堺公共職業安定所 所長
毛利 育子	大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学 連合小児発達学研究所 教授

# 1. 発達障害児の支援のあり方について

- 令和6年度発達障害者支援専門部会の振り返り
- 障害者自立支援協議会 障害児の相談支援部会の報告について
- 連携における課題整理と学齢期の支援体制のイメージ案について

## ご意見まとめ① (参考資料参照)

乳幼児期について

- ・幼稚園でのスーパーバイズ、コンサルの充実が望ましい。また、現場や支援者が保育所等訪問や巡回相談等の助言をどう活かしていくかが重要。
- ・発達が気になっていても、保護者の障害受容が難しいケースは様子見とし、繋げられていないのでは。
- ・障害の専門機関でなくても、子育てを一緒に考えてもらえるような相談先があればよい。
- ・支援や相談により出てきた助言や環境整備については、在籍園にこそフィードバックし、連携して支援を進めていけたらよい。
- ・5歳児健診について、多職種による連携体制を検討しては。

学齢期について

- ・未就学の頃のアセスメントを経ても、通級指導教室は学校が必要性を判断するということもつたいない印象。
- ・学校の先生も支援経験が浅いため、こどもとの関わり、進路について対応に悩んでいるのでは。
- ・関わり方についての基礎知識や進路情報などを先生が知れる仕組みが必要では。
- ・高校に進学する際も、保護者との関係性を壊すリスクを感じ、支援の必要性などの大切なことが話せない現場もあると聞いている。
- ・愛着形成に課題のあるこどもに対する支援方法などについて、発達障害者支援センターや大学などと一緒に検討できるよう現場で困っていることを吸い上げて分析してほしい
- ・中高生について、行き場がないのではないか。学校の先生は受験と進路に追われている印象であり、途切れのない支援を見通すためには、中高生世代の支援の強化が必要では。

## ご意見まとめ② (参考資料参照)

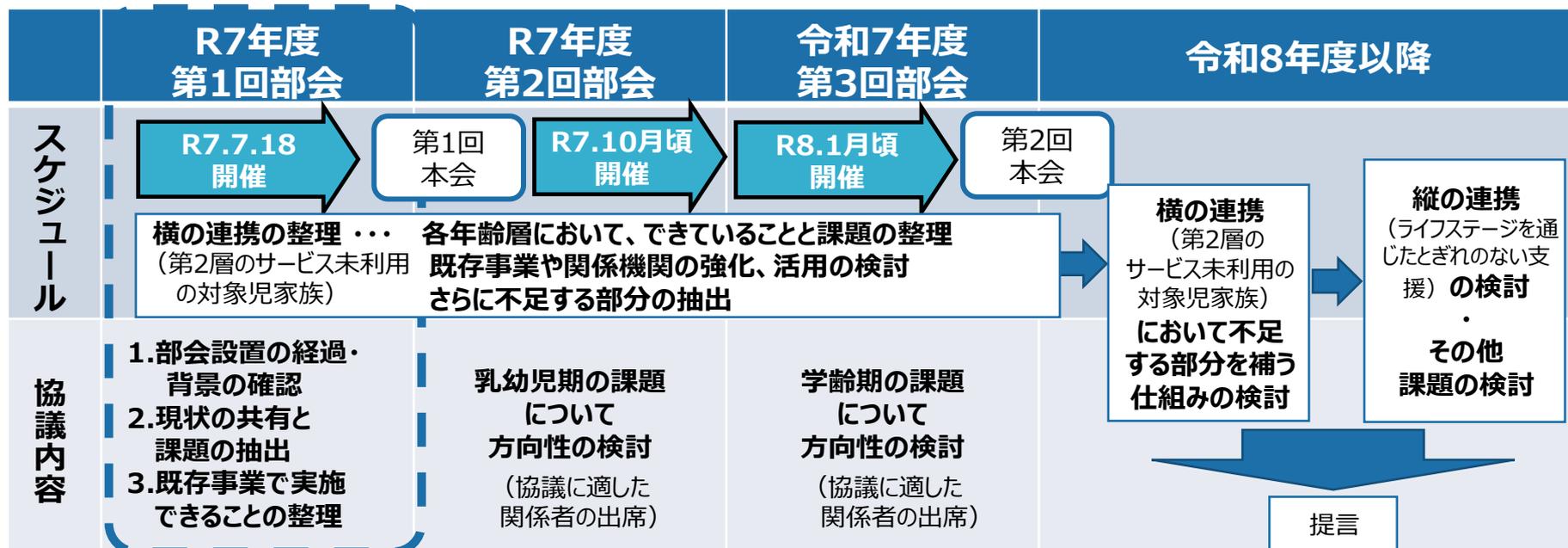
<p>発達障害者支援センターについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己理解プログラムや社会復帰準備プログラムがもっと広がってほしい。</li> <li>・強度行動障害について、発達障害者支援センターの立ち位置を決める必要があるのでは。</li> <li>・センターは、裾野を広げていく役割が大切であり、センター以外でも受けてくれるところを紹介できるような機関であってほしい。</li> <li>・ペアレント・トレーニングについて、同じことはできなくても、ペアトレの手法を使って勉強会を行うことで、やり手を増やすなどはどうか。制度として障害児通所支援事業所が家族支援加算がとれるようになったのは、そういった機能をもつことを趣旨している。</li> <li>・こどもの利用している事業所等で参加できるとなると、保護者ニーズもあるはず。</li> </ul>
<p>あい・ふあいるについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若い親世代にとってはアプリ化など、デジタル化や手軽さが必要なのでは。</li> <li>・他のものや、学校が作ったものを利用している人もいるが、デイや親の思いも組み合わせたものが手元にある状態で教育を離れるのがよい。</li> <li>・このファイルが利活用されるのは、就学時、こどもから大人への移行期、親が高齢になるとき。</li> <li>・世代によっては紙も必要。</li> </ul>
<p>その他ご意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害の相談は、発達障害についてというよりも、日常生活での困りごとや手続きに関する躓きから相談に来られることが多い。</li> <li>・義務教育を過ぎた後、学校中退やひきこもり、精神面への二次障害や性犯罪などに巻き込まれるリスクが高まる。</li> <li>・事業所の質の担保のため、実地調査などの立ち入り検査により、療育についての取り組み内容についても指導をしてほしい。</li> <li>・既存の事業や資源の立ち位置の整理、繋ぐだけでなく、関わりあう関係性の構築が必要。</li> </ul>

## 障害者自立支援協議会において令和7年度から部会化

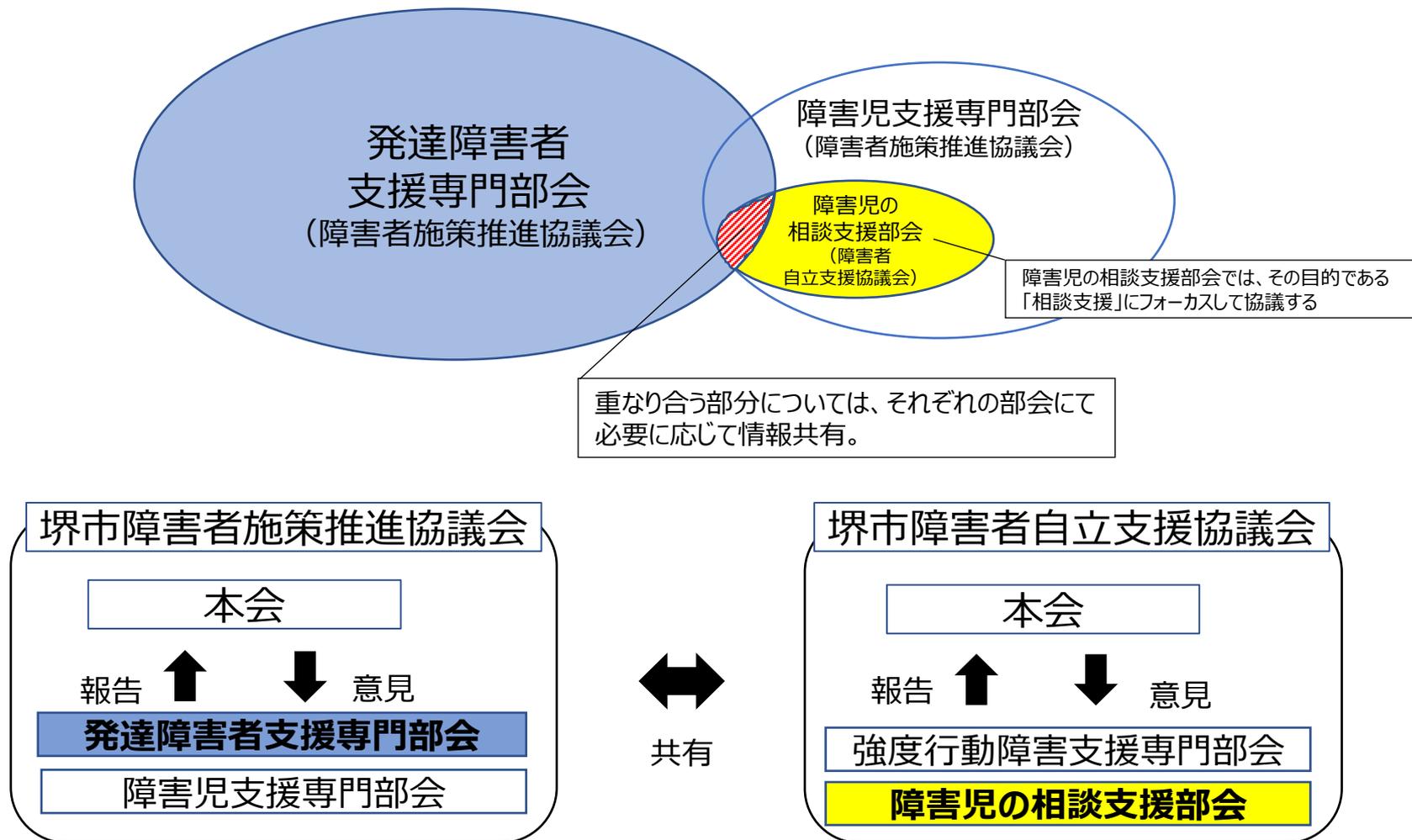
【目的】障害のある子どもや発達に不安のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）に向け、ライフステージを通じたとぎれのない支援、個人を尊重した横断的な支援などによって、障害児とその家族等が必要な情報を獲得し支援を受け、地域で安心した生活を送ること。

**開催頻度** 年3回程度

**構成員** 障害者自立支援協議会（副会長）、障害児等療育支援事業、障害児相談支援事業所、家族会、児童発達支援センター、総合相談情報センター、障害者基幹相談支援センター、その他議論に応じた関係者（都度）



## 発達障害者支援専門部会と障害児の相談支援部会の関係性について



各種部会での協議内容を堺市障害者自立支援協議会、堺市障害者施策推進協議会と共有。

## 堺市障害者自立支援協議会 令和7年度障害児の相談支援部会でのご意見

<p>第1回 (R7.7.18) 議論内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 障害児の相談支援の中核となる「児童発達支援センター」「障害者基幹相談支援センター」の強み、課題を共有。</li> <li>■ 各相談機関から見た現状、課題、支援状況、インフォーマルなコミュニティ（保護者間での情報等）について共有。</li> <li>■ 支援のバトンをつなぐだけでなく、伴走型の支援が望ましい。</li> <li>■ 既存の事業や連携の仕組みに再度手を入れる時期になっている。</li> <li>■ サービス利用が目標（ゴール）ではないという視点が必要。</li> <li>■ R7年度は乳幼児期と学齢期にわけて関係機関を招集し、議論。</li> </ul>
<p>第2回 (R7.10.7) 乳幼児期 についての 議論内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保健センターの健診業務、保育施設における特別支援保育、4・5歳児発達相談の取り組み状況等について関係者から報告。</li> <li>■ 乳幼児期には手厚いフォローや関わりがされていることがわかったが、どうしても拾いきれないケースがある。</li> <li>■ 障害というキーワードを使わず、保護者の家庭での困りごとにもアプローチできたらよい。</li> <li>■ こどもにとっては一番の支援者である保護者に力をつけていてもらいたい。</li> <li>■ 療育は通所となると切り取る形になりがちだが、本来は園でできるのがよい。</li> <li>■ 療育が過剰評価されている気がする。支援者が手探りであることも多く、育成が重要。</li> <li>■ 各機関で発見できる層が違えば、支援できる内容も違う。保護者の受け止めの時期も違うことから、あらゆる角度から気づきを得て受け止めるような仕組みを。</li> </ul>
<p>第3回 (R8.1.9) 実施予定</p>	<p>学齢期において議論を行う予定。</p>

## 各機関で抱える課題等のまとめ

- 途切れのない支援が重要であるとは理解しているものの、縦横連携がうまくいっていない場合がある。
- 人員不足、業務過多により、情報共有等の時間を十分確保することが難しい。
- 障害福祉のみならず、子育て、教育、医療分野を超えての連携が望ましい。
- 保護者の発達障害に関する理解が得られず、相談や支援に繋がりにくい場合がある。
- 保護者や本人の障害受容には、相当の時間を要する場合もある。
- 早期発見から、早期受容となるような支援体制により、本人の生き方や社会とのつながりにも変化がある。
- 相談に至る背景要因の一つに発達障害があるが、本人や周囲が理解できていないことで問題が複雑化している事例がある。
- 各施設や支援者間での個人情報の取り扱い基準が異なるため、連携するうえでのハードルがある。

各支援機関において、「今」だけではなく、将来につながる支援を意識したスムーズな情報連携や支援の共通イメージができる体制が求められている。  
特に、学齢期に入ると新たな課題に対し、多様な機関が介入するため、統一された認識が必要。

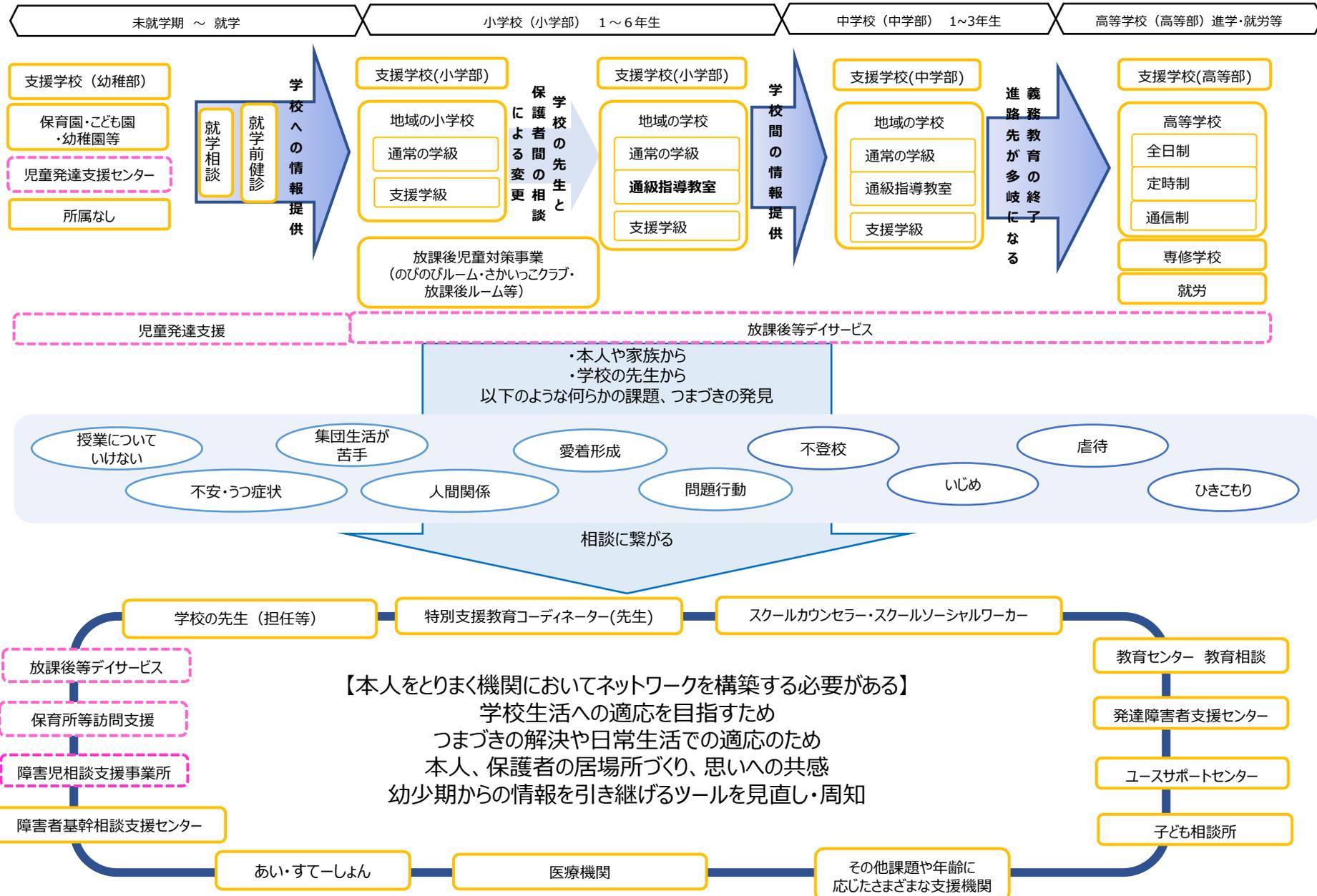
## 学齢期の支援を行ううえで重要な観点

- 発達障害は、乳幼児期に早期発見されることもあるが、学齢期頃において、新たに何らかの課題やつまづきがあってから発見につながることもある。
- 必ずしも診断がつくとは限らず、グレーゾーンと呼ばれる層が、福祉の制度を介せず、日常での困り感を抱えている。
- あらゆる機関で相談を受ける中で、その背景に障害があるかどうか、アセスメントを行うことが重要と考えられるが、支援者の個別のスキルやアセスメントの方法には違いがある。
- 乳幼児期に支援や相談に繋がったことがある場合と、そうでない場合において、保護者や本人の障害受容の差があることもあるので、まずは乳幼児期からの背景や状況の把握が重要となってくる。
- 保護者の思いだけでなく、本人の意思や思いも重なるため、双方の思いをくみ取るなど、慎重な関わりやサポートが求められる。
- 課題やつまづきは、発達障害の要因のみならず、家庭環境や愛着、トラウマなど、様々な要因が複雑に絡み合っていることも多く、本人や家族にどういったサポートや支援が必要かを考えていく必要がある。また、そのために一つの支援機関だけの関わりやノウハウでは、支援やサポートがしきれないケースがある。
- ひとつの機関だけで対応するのではなく、様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かし、相互連携を意識した支援を行うことをめざす必要がある。

子どもをとりまく機関において、連携体制を構築していくうえで共通認識が必要。

# 学齢期を中心とした支援体制イメージ図案

※主に知的障害・発達障害支援体制の内容です。  
また、すべての児童がこれに当てはまるわけではありませので、  
支援の目安としてご参考にご確認ください。



...利用に通所受給者証が必要。 (Dashed box) ...受給者証なしで利用可。 (Solid box)

## 2. 発達障害者支援センターの報告等について

- 令和6年度事業報告について【資料2】
- 各種プログラムの変遷について
- 発達障害者支援センターが主催、参加する協議会等について

## 発達障害者支援センターで実施するプログラムについて

プログラム名	ねらい	実施回数等
自己理解プログラム	参加者それぞれの困り事に対して工夫や配慮を 考えることで、障害理解の促進を目指す。	年間3クール実施、1クールあたり5回実施
社会復帰準備プログラム	外出機会に乏しい相談者に対して、外出の機会 を創出する。余暇支援の意味合いもある。	年間12回実施、月1回ペースで実施
支援者向け連続勉強会	支援者に対して発達障害の基本的な知識を伝 達し、発達障害支援の向上を目指す。	相談支援編、就労編は計2回、放課後等デイサー ビス編は計3回
家族向けプログラム	発達障害のあるご家族を対象としており、困り事 やそれに伴う感情を共有する場を提供する。回に よっては、嘱託医から発達障害の知識の伝達や スタッフから制度や福祉サービスの情報提供を行 う。	年間6回実施、対象者別+テーマ別で実施
女子会	発達障害のある女性相談者が集まり、日常生活 や将来の悩みを共有できる場を提供する	年間4回実施
ペアレント・トレーニング	小学生のお子さんがいるご家族に対して子ども の行動の理解を深め、対応のコツを学ぶ場を提供 する。	年間3クール実施、1クールあたり5回実施
事業所支援	当センターのプログラムや個別相談で得た経験を 事業所スタッフに対して伝達し、支援力の向上を 目指す。	希望制。依頼があれば月1回を目安に実施

## プログラムの変遷

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
自己理解プログラム												
社会復帰準備プログラム												
支援者向け連続勉強会					テーマ別に変更	対象者別に変更						
家族向けプログラム											テーマ別に変更	
女子会												
ペアレント・トレーニング												
事業所支援												

## プログラムについての拡充と今後について

- 各種プログラムについて、本人向けプログラムから開始したものの、家族向け、支援者向けプログラムを徐々に拡充し、対象者を当事者だけでなく家族や支援者にも広げてきた。
- ペアレント・トレーニングは、堺市では小学生年代を対象とした取り組みがなかったことから、小学生の保護者を対象に令和5年度から開始した。
- 「女子会」については、相談を受ける中で発達障害の女性ならではの悩みがあることをきっかけに開始するなど、相談者ニーズも取り入れ、拡充してきた。
- 令和7年度から、地域の機関でも実施できるよう試験的に「自己理解プログラム」や「コンサル」等を含む5つのメニューから内容を選べる事業所支援を開始した。12月現在で申込は2件であり、今後の進め方等については検討予定。
- これまではプログラム各種について、個別支援の一環として実施してきた点もあり、プログラム等の情報について、これまで公表をしてきていなかったが、センターの取り組みについてわかりやすい情報を発信することで、センターへの相談のきっかけとなることも考えられる。
- センターの規模も考慮しつつ、今後のプログラムの広げ方や方向性については、センターと市において検討を進める。

## 発達障害者支援センター連絡協議会

<p>実施内容</p>	<p>堺市における発達障害児者への支援について、堺市発達障害者支援センターと各関係機関の連携を図り、発達障害児者に対する総合的なサービスの在り方を検討する。</p> <p>【検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各関係機関との情報の共有</li> <li>・適切な支援を行うための連携の在り方 など</li> </ul>
<p>出席者所属</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桃山学院大学 人間教育学部 人間教育学科</li> <li>・医療法人春裕会 さわだメンタルクリニック ・堺市障害支援課</li> <li>・堺市教育委員会事務局 学校教育部 支援教育課</li> <li>・堺市教育委員会 教育センター企画相談課 ・堺市こころの健康センター</li> <li>・堺市ユースサポートセンター ・堺市社会福祉協議会 ・ハローワーク堺</li> <li>・堺市障害者就業・生活支援センター ・大阪障害者職業センター南大阪支所</li> <li>・NPO法人堺市相談支援ネット総合相談情報センター</li> <li>・堺市社会福祉事業団 堺市立もず園 ・さかいハツツ友の会</li> </ul>
<p>R7年度 主な検討内容 (10月9日実施)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 堺市発達障害者支援センター事業報告</li> <li>■ 堺市における発達障害支援の現状</li> <li>・堺市は、自治体の規模感が程よく、連携先の機関も同じ堺市内を支援対象としており、身近な存在であるため、連携が取りやすいという利点がある。</li> <li>・センター業務における関係機関との連携件数は減少傾向にあるが、関係機関の役割や連携先の整理が進んだことにより連携できているという見方もできる。</li> <li>・センター業務において、R6年度に最もよく連携したのは、多い順に「堺市障害者就業・生活支援センター」「就労移行支援事業所」「基幹相談支援センター」「大阪障害者職業センター」「医療機関」であった。</li> </ul>

## 障害者自立支援協議会（本会）

実施目的	障害のある方が地域で自立した生活を送れるよう、適切な支援に関する情報共有、相談に関するシステムの構築において中核的な役割を果たすことを目的としている
参加機関 (順不同)	学識経験者・相談支援事業者・障害福祉サービス事業者・医療関係機関・教育関係機関・雇用関係機関・企業 地域福祉関係機関・家族会・専門機関・障害当事者部会・各区障害者自立支援協議会 堺市（障害施策推進課・障害支援課・障害福祉サービス課・長寿支援課・地域共生推進課・精神保健課・保健所 保健医療業務課・障害者更生相談所・こころの健康センター・子ども相談所・保健福祉総合センター）
R7年度 主な協議内容 (2回開催) 第1回 8月5日 第2回 2月(予定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 区障害者自立支援協議会の取組</li> <li>・区協議会の事例検討等を通じて挙げられた課題を中心に意見交換を実施</li> <li>■ 各部会の活動報告</li> <li>・令和7年度に部会化した障害児の相談支援部会、地域生活支援部会を含む4部会の取組を報告</li> <li>・障害当事者部会の報告では、民間施設を含む正確なバリアフリー情報発信の促進が課題として挙げられた。障害者差別解消法の改正を踏まえ、公共・民間施設の正しい情報発信は重要であり、バリアフリーに関する啓発の必要性を共有</li> <li>・地域生活支援部会の報告では、地域生活支援拠点等の実態を踏まえ、既存の仕組みや施策やネットワークをどう活用し構築するか、そのプロセスも重視しながら、論点整理を進めることを確認</li> </ul>

## 強度行動障害支援専門部会

実施目的	強度行動障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、個々のニーズに柔軟に対応し、地域での生活を実現することを目的としている。
参加機関 (順不同)	学識経験者・発達障害者支援センター・事業参画法人3法人・事業受託法人 障害者基幹相談支援センター 堺市（障害施策推進課・地域福祉課・障害者更生相談所・障害支援課）
R7年度 主な協議内容 (4回開催) 第1回(6月3日) 第2回(10月16日) 第3回(12月25日) 第4回(3月)予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 強度行動障害支援体制整備事業の報告</li> <li>・コンサルテーションの実施により、現場では支援者が自ら考えて支援に取り組むようになり、チーム力が向上している実感がある</li> <li>・本人の特性を理解することが支援の常識として浸透しつつあり、支援者側の着実な変化に伴い利用者の状態にも変化が見られる</li> <li>■ 地域啓発等に関する意見交換</li> <li>・事業の流れ自体は前向きであるが、当事者や家族に届くまでに時間がかかるため、隙間を埋める工夫が必要</li> <li>・事業終了後においても事業参画法人のSV体制の枠組みや事業所の支援力を引き上げるための取組も重要</li> <li>・障害児の相談支援部会や児童発達支援センターなどの児童分野との連携を含めた独自の体制構築を進めることが望ましい</li> </ul>

## 子ども・若者支援地域協議会

実施目的	子ども・若者育成支援推進法に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、就労支援、総合相談その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の関係機関等が連携し、支援に向けたネットワークを構築することにより、子ども・若者への効果的かつ円滑な支援の実施を図ることを目的とする。
実務者会議 参加機関 (順不同)	堺市ユースサポートセンター・堺市教育センター・大阪府教育センター・大阪府立子どもライフサポートセンター 発達障害者支援センター・障害支援課・堺市社会福祉協議会・堺市生活援護管理課・堺市地域共生推進課 堺市こころの健康センター・堺市子ども相談所・堺市いじめ不登校対策支援室・堺市子ども家庭課 大阪法務局堺支局・大阪府堺少年サポートセンター・大阪法務少年支援センター・さかいJOBステーション・堺市雇用推進課
R7年度 実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者会議：年1回 実務者会議：年6回</li> <li>・支援機関向けの機関ガイドの作成 ・分野が異なる場合の捉え方、支援方法を知る（他の機関のことを知る）ためのケーススタディ ・さかい子ども・若者応援ひろば（支援機関紹介のパネル展示）を開催。</li> </ul>

## 発達上の課題を有する受刑者に対する処遇・社会復帰支援モデル事業に係る協定書に基づく協議会

実施目的	発達上の課題を有する受刑者に対する処遇・社会復帰支援モデル事業（以下「モデル事業」という。）に関して、大阪府、大阪市、堺市、近畿地方更生保護委員会、大阪保護観察所、大阪矯正管区、大阪刑務所及び西日本成人矯正医療センター（以下「本協定締結機関」という。）が連携・協力し、発達上の課題を有する受刑者の再犯防止及び円滑な社会復帰を図ることにより、犯罪のない安全・安心なまちづくりに寄与することを目的とする。
参加機関 (順不同)	大阪府、大阪市、堺市、近畿地方更生保護委員会、大阪保護観察所、大阪矯正管区、大阪刑務所及び西日本成人矯正医療センター、近畿矯正管区
R7年度 実施内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) モデル事業の現状報告</li> <li>(2) モデル事業における課題の共有</li> <li>(3) モデル事業の実施状況視察</li> </ol>

### 3. あい・ふあいる活用アンケートの報告について

○あい・ふあいるの概要について

○令和6年度あい・ふあいる活用アンケートの報告【資料3】

# ○あい・ふあいるの概要について

## ●あい・ふあいるについて

特別な支援を必要とする子どもたちの一人ひとりの育ちを大切に、乳幼児期から学齢期、青年期、そして成人期までのライフステージを通じ、一貫した継続的な支援を受けられるように作成された冊子。

## ●目的

関係機関が本人の状況を正確に把握し、適切な支援をすることができる。

所属や支援機関が変わるたびに、保護者が同じ説明を何度もすることなく、情報の引継ぎが可能。

## ●特徴

- ・シートの記入や管理は原則保護者（または本人）が記録・保管する
- ・どのライフステージからでも記録し始められる
- ・A4サイズのバインダー形式ファイルなので、支援機関から受け取った資料の差し込みができる

## ●情報

- ・各区役所、就学相談時、学校、関係機関等を通じ希望者に配布
- ・障害支援課にてあい・ふあいる活用セミナーを年1回実施
- ・あい・ふあいる内の記入様式はホームページでダウンロード可能
- ・教育委員会と共同で作成、平成24年2月に作成（R6年度第9刷）



## ● 構成について

### プロフィール

- ・本人の紹介 ・生い立ち ・思い出の写真 ・年表 ・福祉支援の記録 ・受診歴・検査歴
- ・服薬の記録 ・相談の記録

### 幼児期

- ・この頃の本人の様子 ・保護者の思い ・思い出の写真 ・生活マップ ・生活の記録

### 就学前

- ・小学校・小学部への引継ぎ事項 ・この頃の本人の様子 ・保護者の思い（就学にあたって）
- ・思い出の写真 ・生活マップ ・生活の記録

### 小学1・2年生 小学3・4年生 小学5・6年生

- ・この頃の本人の様子 ・保護者の思い ・思い出の写真 ・生活マップ ・生活の記録
- ・中学校・中学部への引継ぎ事項（小学5・6年生のみ）

### 中学校

- ・この頃の本人の様子 ・保護者の思い ・思い出の写真 ・生活マップ ・生活の記録
- ・中学校卒業後、進路先への引継ぎ事項

### 成人期

- ・暮らしプラン ・この頃の本人の様子 ・生活マップ ・生活の記録